平成２５年（再イ）第９号

香川県高松市香川町大野2163番地93

再生債務者　南部　富男

1　決議に付する再生計画案　平成25年９月19日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月25日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月25日まで

平成25年10月28日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２３年（再イ）第２２号

愛知県一宮市萩原町高木字津崎28番地４

再生債務者　野田　康雄

1　決議に付する変更再生計画案　平成25年９月18日付け変更再生計画案

2　変更再生計画案に対する回答期間　平成25年11月21日まで

平成25年10月24日

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（再イ）第１２５号

滋賀県高島市安曇川町常磐木91番地１

再生債務者　福井　昌弘

1　決議に付する変更再生計画案　平成25年８月21日付け変更再生計画案

2　変更再生計画案に対する回答期間　平成25年11月21日まで

平成25年10月24日　　大津地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第１０１号

福岡県糟屋郡須恵町大字新原491番地３

再生債務者　松尾三恵子

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成25年10月24日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第５号

京都市伏見区日野不動講町31番地26

再生債務者　金子工業こと　金子　浩之

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成25年10月25日

京都地方裁判所第５民事部再生係

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２０年（再イ）第５４７号

大阪市西成区玉出西１－３－10　グランドM403号小林賛子方、住民票上の住所大阪府東大阪市玉串元町２丁目10番37号

再生債務者　杉村　英樹

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年10月24日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第２号

新潟県新発田市東新町１丁目９番32号

再生債務者　高橋　達之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年11月18日まで

平成25年10月28日

新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（再ロ）第３号

新潟県柏崎市原町５番32号

再生債務者　山本　忠春

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年11月18日まで

平成25年10月28日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２５年（再ロ）第２号

福岡市早良区高取２丁目15番25―302号

再生債務者　中園　隆明

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年11月18日まで

平成25年10月28日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再ロ）第１００３７号

東京都練馬区石神井台３―31―１―305

再生債務者　林　　仁一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年11月８日まで

平成25年10月25日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１号

岩手県奥州市前沢区生母字虚空蔵25番地45

再生債務者　佐藤　　浩

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年10月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年10月24日　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（再ロ）第３号

盛岡市黒川16地割19番地34

再生債務者　松尾　和彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年10月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年10月25日

盛岡地方裁判所第２民事部

給与所得者等再生による変更再生計画認可

平成２３年（再ロ）第７号

兵庫県芦屋市松浜町16番４号302号

再生債務者　山本　直信

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年10月21日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年10月23日

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

会社公告

合併公告

岩手南農業協同組合（甲）及び同組合（乙）は、それぞれ平成二十五年十月三十日に臨時総代会を開催し、甲及び乙は平成二十六年三月一日をもって、併により甲は乙の権利義務を承継して解散することを決議いたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、農業協同組合法第六十五条第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、同項の規定に基づき、甲及び乙それぞれ従たる事務所に据え置いております。

平成二十五年十一月六日

岩手県一関市竹山町七番一号

（甲）岩手南農業協同組合

代表理事組合長　千葉　千代吉

地一関市千厩町千厩字下駒場二八三番地

（乙）いわい東農業協同組合

代表理事組合長　鈴木　昭男

合併公告

左記会社は、合併して全部を承継して存続し乙及び丙は解散することとなりました。

甲は平成二十五年十月二十八日に有限会社フェスタ・プロパティ（甲）、有限会社フェスタ・インベストメント（乙）及び有限会社フェスタ・プロパティ２（丙）